塩竈市立病院

大切な家族の為に

知る！
学ぶ！
選ぶ！

訪問看護

1 概要

「病気や障害があっても、住み慣れた家で暮らしたい！」
「大切な家族を最期まで自宅で支えたい！」

患者様、ご家族様も自宅での療養を望まれる方が増えています。
そんなときに頼りになるのが訪問看護です。
「住み慣れた自宅で家族がいる」いつもの風景、いつもの寝具、普通である日常に心も体も穏やかに過ごしていただけることを目的とし、健康状態の悪化防止や、回復に向けてお手伝いします。
自宅で最期を迎えたいという希望に寄り添った看護も行います。

2 対象者

医師から指示をもらう関係上、誰でも利用できるわけではありません。
また介護保険と医療保険によって対象者も変わってきます。

●医療保険の訪問看護

「要介護認定を受けているかどうか」が重要です。「要介護認定を受けていない方」は介護保険サービスを使えませんから自動的に医療保険の訪問看護を受けることになります。

●介護保険の訪問看護

要介護・要支援認定を受けた方は原則介護保険の訪問看護を受けることになります。
40 歳以上 65 歳未満で第２号被保険者の特定疾病に該当する方は、要支援・要介護と認定されれば介護保険の対象となります。
厚生労働大臣の定める疾病等（末期がん）などに該当する場合などには、介護保険から医療保険に切り替わる形で「医療保険の訪問看護」を受けることが可能です。

※ 第２号被保険者の特定疾病、厚生労働大臣の定める疾病等（末期がん）とありますが、訪問看護を希望される方は、主治医にご相談ください。主治医が訪問看護適用の可否を判断致します。

3 サービス内容

もちろん
家族のご相談にも対応します！

■健康チェック	血圧管理・病状の把握・服薬管理・療養環境整備
■療養上のお世話	清潔の援助（洗髪・清拭・足浴・爪切りなどのフットケア等） 排泄の援助（トイレ等への移動介助・おむつ交換・洗浄・浣腸・摘便・内服相談等）
■床ずれの処置	床ずれ処置・家族指導・床ずれ予防の工夫のアドバイス
■医療機器の管理	吸引・吸入・在宅酸素・尿道カテーテル
■ターミナルケア	がん末期や終末期に、自宅で過ごすためのお手伝いをいたします。

4 手続き

訪問看護サービスを受けるまでの流れ

当院主治医、担当のケアマネージャーやかかりつけ医を介して相談してください。一度当院外来を受診していただく必要があります。在宅医療カンファレンスにおいて検討後、病状の確認や訪問看護内容、費用について説明、確認した上で訪問看護の計画を立てます。契約後、訪問看護開始となります。

5 Q&A

Q 訪問看護、私は利用できるのでしょうか？

A

利用者は何歳ですか？

- 40 歳未満
- 40 歳以上 65 歳未満
- 65 歳以上

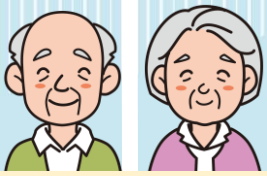

第 1 号被保険者

「第 2 号被保険者の特定疾病」に該当

第 2 号被保険者とは、医療保険加入者（40 歳になれば自動的に資格を取得し、65 歳になるときに自動的に第 1 号被保険者に切り替わります）

NO

YES

要介護認定の申請

- 非該当
- 要支援・要介護者

「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当

NO

YES

「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当

NO

YES

「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当

YES

NO

- 医療保険
  - 週 3 日まで
- 医療保険
  - 週 4 日以上の利用が可能
- 介護保険
  - ケアプランに基づき提供

急性増悪期・終末期など特別訪問看護指示書の交付がある場合

医療保険
- 週 4 日以上の利用が可能

Q 訪問看護師は、どのくらの時間、何回来てくれますか？

A 介護保険の場合と医療保険の場合で変わります。

介護保険の場合は、ケアプランに沿って 1 回の訪問時間は、30 分、1 時間、1 時間半があります。

医療保険の場合は、ご本人やご家族のご希望を伺って、どのくらい訪問すればよいか医師が決めますが、病気や状態によっては毎日伺うこともできます。

発行元：塩竈市立病院地域医療連携センター　2023/05　連絡先：塩竈市立病院　022-364-5521（代）在宅ケア科